

三鷹市公印規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○三鷹市公印規則</p> <p style="text-align: right;">昭和42年11月 7 日規則第16号</p> <p>改正</p> <p>昭和43年 7 月 1 日規則第17号 昭和44年 1 月16日規則第 1 号 昭和45年 8 月 5 日規則第24号 昭和45年12月 2 日規則第32号 昭和46年 4 月19日規則第12号 昭和46年 6 月 8 日規則第17号 昭和46年 8 月28日規則第28号 昭和47年 4 月28日規則第14号 昭和47年 5 月22日規則第18号 昭和47年11月28日規則第29号 昭和47年12月28日規則第36号 昭和49年11月 5 日規則第24号 昭和50年 5 月 6 日規則第19号 昭和50年 6 月12日規則第21号 昭和50年 7 月18日規則第27号 昭和50年10月 1 日規則第31号 昭和50年10月21日規則第35号 昭和52年 2 月10日規則第 2 号 昭和52年 6 月22日規則第23号 昭和53年 3 月22日規則第 7 号 昭和54年 3 月30日規則第 8 号 昭和54年 3 月31日規則第11号 昭和54年 4 月26日規則第14号</p>	<p>○三鷹市公印規則</p> <p style="text-align: right;">昭和42年11月 7 日規則第16号</p> <p>改正</p> <p>昭和43年 7 月 1 日規則第17号 昭和44年 1 月16日規則第 1 号 昭和45年 8 月 5 日規則第24号 昭和45年12月 2 日規則第32号 昭和46年 4 月19日規則第12号 昭和46年 6 月 8 日規則第17号 昭和46年 8 月28日規則第28号 昭和47年 4 月28日規則第14号 昭和47年 5 月22日規則第18号 昭和47年11月28日規則第29号 昭和47年12月28日規則第36号 昭和49年11月 5 日規則第24号 昭和50年 5 月 6 日規則第19号 昭和50年 6 月12日規則第21号 昭和50年 7 月18日規則第27号 昭和50年10月 1 日規則第31号 昭和50年10月21日規則第35号 昭和52年 2 月10日規則第 2 号 昭和52年 6 月22日規則第23号 昭和53年 3 月22日規則第 7 号 昭和54年 3 月30日規則第 8 号 昭和54年 3 月31日規則第11号 昭和54年 4 月26日規則第14号</p>

改正後	改正前
昭和54年11月27日規則第34号	昭和54年11月27日規則第34号
昭和57年 2月 1日規則第 6号	昭和57年 2月 1日規則第 6号
昭和57年 3月27日規則第10号	昭和57年 3月27日規則第10号
昭和57年 5月24日規則第22号	昭和57年 5月24日規則第22号
昭和57年 7月15日規則第32号	昭和57年 7月15日規則第32号
昭和58年 2月17日規則第10号	昭和58年 2月17日規則第10号
昭和58年 3月16日規則第13号	昭和58年 3月16日規則第13号
昭和58年 7月14日規則第28号	昭和58年 7月14日規則第28号
昭和58年 8月12日規則第29号	昭和58年 8月12日規則第29号
昭和59年 2月 8日規則第 3号	昭和59年 2月 8日規則第 3号
昭和59年 3月31日規則第 9号	昭和59年 3月31日規則第 9号
昭和59年 6月29日規則第26号	昭和59年 6月29日規則第26号
昭和59年10月18日規則第44号	昭和59年10月18日規則第44号
昭和59年12月27日規則第52号	昭和59年12月27日規則第52号
昭和60年 4月27日規則第16号	昭和60年 4月27日規則第16号
昭和61年 3月 3日規則第 3号	昭和61年 3月 3日規則第 3号
昭和61年10月17日規則第36号	昭和61年10月17日規則第36号
昭和62年 2月13日規則第 3号	昭和62年 2月13日規則第 3号
昭和62年 8月12日規則第29号	昭和62年 8月12日規則第29号
昭和63年 4月19日規則第21号	昭和63年 4月19日規則第21号
平成元年 5月 8日規則第17号	平成元年 5月 8日規則第17号
平成 2年10月 2日規則第38号	平成 2年10月 2日規則第38号
平成 3年 6月15日規則第19号	平成 3年 6月15日規則第19号
平成 3年 7月11日規則第28号	平成 3年 7月11日規則第28号
平成 3年12月25日規則第41号	平成 3年12月25日規則第41号
平成 4年 7月27日規則第31号	平成 4年 7月27日規則第31号
平成 6年 7月18日規則第29号	平成 6年 7月18日規則第29号
平成 6年10月31日規則第37号	平成 6年10月31日規則第37号

改正後	改正前
平成7年1月19日規則第1号	平成7年1月19日規則第1号
平成7年3月28日規則第5号	平成7年3月28日規則第5号
平成8年2月6日規則第9号	平成8年2月6日規則第9号
平成8年3月28日規則第23号	平成8年3月28日規則第23号
平成8年4月1日規則第31号	平成8年4月1日規則第31号
平成8年6月13日規則第39号	平成8年6月13日規則第39号
平成8年7月23日規則第51号	平成8年7月23日規則第51号
平成9年5月13日規則第15号	平成9年5月13日規則第15号
平成10年6月9日規則第25号	平成10年6月9日規則第25号
平成11年4月1日規則第16号	平成11年4月1日規則第16号
平成11年7月8日規則第31号	平成11年7月8日規則第31号
平成11年10月28日規則第49号	平成11年10月28日規則第49号
平成12年7月12日規則第57号	平成12年7月12日規則第57号
平成13年6月22日規則第27号	平成13年6月22日規則第27号
平成13年10月17日規則第40号	平成13年10月17日規則第40号
平成14年5月2日規則第40号	平成14年5月2日規則第40号
平成14年6月21日規則第50号	平成14年6月21日規則第50号
平成14年11月29日規則第61号	平成14年11月29日規則第61号
平成14年12月24日規則第65号	平成14年12月24日規則第65号
平成15年1月30日規則第1号	平成15年1月30日規則第1号
平成15年2月27日規則第4号	平成15年2月27日規則第4号
平成15年4月24日規則第27号	平成15年4月24日規則第27号
平成15年5月27日規則第28号	平成15年5月27日規則第28号
平成15年8月25日規則第41号	平成15年8月25日規則第41号
平成15年9月24日規則第44号	平成15年9月24日規則第44号
平成15年12月18日規則第54号	平成15年12月18日規則第54号
平成16年4月1日規則第17号	平成16年4月1日規則第17号
平成16年9月17日規則第46号	平成16年9月17日規則第46号

改正後	改正前
平成17年2月17日規則第2号	平成17年2月17日規則第2号
平成17年3月31日規則第11号	平成17年3月31日規則第11号
平成17年4月21日規則第21号	平成17年4月21日規則第21号
平成17年5月9日規則第22号	平成17年5月9日規則第22号
平成17年9月16日規則第32号	平成17年9月16日規則第32号
平成17年10月14日規則第40号	平成17年10月14日規則第40号
平成18年5月8日規則第51号	平成18年5月8日規則第51号
平成19年3月30日規則第20号	平成19年3月30日規則第20号
平成19年6月29日規則第29号	平成19年6月29日規則第29号
平成19年10月22日規則第38号	平成19年10月22日規則第38号
平成19年12月27日規則第43号	平成19年12月27日規則第43号
平成20年3月31日規則第20号	平成20年3月31日規則第20号
平成21年7月29日規則第23号	平成21年7月29日規則第23号
平成22年3月31日規則第24号	平成22年3月31日規則第24号
平成22年7月21日規則第34号	平成22年7月21日規則第34号
平成23年3月31日規則第17号	平成23年3月31日規則第17号
平成23年8月5日規則第33号	平成23年8月5日規則第33号
平成24年3月30日規則第13号	平成24年3月30日規則第13号
平成24年4月11日規則第17号	平成24年4月11日規則第17号
平成24年7月6日規則第25号	平成24年7月6日規則第25号
平成24年8月3日規則第28号	平成24年8月3日規則第28号
平成25年3月26日規則第15号	平成25年3月26日規則第15号
平成25年6月28日規則第49号	平成25年6月28日規則第49号
平成26年3月31日規則第16号	平成26年3月31日規則第16号
平成27年5月25日規則第42号	平成27年5月25日規則第42号
平成27年12月16日規則第70号	平成27年12月16日規則第70号
平成28年3月31日規則第19号	平成28年3月31日規則第19号
平成29年3月29日規則第12号	平成29年3月29日規則第12号

改正後	改正前
<p>三鷹市公印規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、別に定めがあるものを除くほか、三鷹市における公印の管理及び使用その他公印について必要な事項を定めるものとする。 (公印の名称、寸法、ひな型等)</p> <p>第2条 公印の番号、名称、ひな型、寸法、書体、管守者、用途及び個数は、別表のとおりとする。 (公印の登録及び印影)</p> <p>第3条 総務部政策法務課長は、公印台帳(様式第1号)を備えて、すべての公印を登録し、毎年4月1日(この日が市の休日に当たるときは、同日の直後の月曜日)現在の印影を保存しておかなければならない。</p> <p>2 公印は、すべて公印台帳に登録した後でなければ使用することができない。 (公印の調製等)</p> <p>第4条 公印の調製、改刻又は廃止(以下「調製等」という。)は、当該公印の管守者が行うものとする。</p> <p>2 公印の調製等をしようとするときは、その理由、用途及び印影のひな型を記載して、あらかじめ総務部政策法務課長に合議しなければならない。</p> <p>3 前項の手続を経て公印の調製等をしたときは、速やかに公印調製(改刻、廃止)届(様式第2号)を総務部政策法務課長に提出し、公印台帳に登録を受けるとともに、廃止した公印は総務部政策法務課長に引き継がなければならない。 (公印の管守)</p> <p>第5条 公印は、常に堅固な容器に納め、執務時間外及び市の休日には、容器に封印又は施錠をして管守し、その取扱いの厳正を期さなければならない。 (公印の事故)</p> <p>第6条 公印の管守者は、公印に盗難、紛失又は偽変造があったときは、直</p>	<p>三鷹市公印規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、別に定めがあるものを除くほか、三鷹市における公印の管理及び使用その他公印について必要な事項を定めるものとする。 (公印の名称、寸法、ひな型等)</p> <p>第2条 公印の番号、名称、ひな型、寸法、書体、管守者、用途及び個数は、別表のとおりとする。 (公印の登録及び印影)</p> <p>第3条 総務部政策法務課長は、公印台帳(様式第1号)を備えて、すべての公印を登録し、毎年4月1日(この日が市の休日に当たるときは、同日の直後の月曜日)現在の印影を保存しておかなければならない。</p> <p>2 公印は、すべて公印台帳に登録した後でなければ使用することができない。 (公印の調製等)</p> <p>第4条 公印の調製、改刻又は廃止(以下「調製等」という。)は、当該公印の管守者が行うものとする。</p> <p>2 公印の調製等をしようとするときは、その理由、用途及び印影のひな型を記載して、あらかじめ総務部政策法務課長に合議しなければならない。</p> <p>3 前項の手続を経て公印の調製等をしたときは、速やかに公印調製(改刻、廃止)届(様式第2号)を総務部政策法務課長に提出し、公印台帳に登録を受けるとともに、廃止した公印は総務部政策法務課長に引き継がなければならない。 (公印の管守)</p> <p>第5条 公印は、常に堅固な容器に納め、執務時間外及び市の休日には、容器に封印又は施錠をして管守し、その取扱いの厳正を期さなければならない。 (公印の事故)</p> <p>第6条 公印の管守者は、公印に盗難、紛失又は偽変造があったときは、直</p>

改正後	改正前
<p>ちに必要な措置を講じ、かつ、公印事故届（様式第3号）により総務部政策法務課長に届け出なければならない。</p>	<p>ちに必要な措置を講じ、かつ、公印事故届（様式第3号）により総務部政策法務課長に届け出なければならない。</p>
<p>（公印の使用）</p>	<p>（公印の使用）</p>
<p>第7条 公印を使用するときは、押印しようとする文書に決裁済の原議書を添え、管守者に提示し、次に掲げる諸規程による手続を経ているかどうかの審査を受けなければならない。</p>	<p>第7条 公印を使用するときは、押印しようとする文書に決裁済の原議書を添え、管守者に提示し、次に掲げる諸規程による手続を経ているかどうかの審査を受けなければならない。</p>
<p>（1） 三鷹市文書取扱規程（昭和27年三鷹市訓令甲第3号）</p>	<p>（1） 三鷹市文書取扱規程（昭和27年三鷹市訓令甲第3号）</p>
<p>（2） 三鷹市事務の決裁、専決及び代決規程（昭和46年三鷹市訓令甲第6号）</p>	<p>（2） 三鷹市事務の決裁、専決及び代決規程（昭和46年三鷹市訓令甲第6号）</p>
<p>（3） 三鷹市公文規程（平成4年三鷹市訓令甲第6号）</p>	<p>（3） 三鷹市公文規程（平成4年三鷹市訓令甲第6号）</p>
<p>2 前項の審査を行った管守者は、適法であると認めるときは、公印の使用を許可し、当該原議書の所定の欄に認印を押印しなければならない。</p>	<p>2 前項の審査を行った管守者は、適法であると認めるときは、公印の使用を許可し、当該原議書の所定の欄に認印を押印しなければならない。</p>
<p>3 公印は、管守者の指定する場所以外に持ち出して使用することができない。</p>	<p>3 公印は、管守者の指定する場所以外に持ち出して使用することができない。</p>
<p>（電子計算組織による公印）</p>	<p>（電子計算組織による公印）</p>
<p>第8条 電子計算組織を利用して証明又は通知を行うときは、総務部政策法務課長の承認を得て、電子計算組織に記録した公印の印影を印刷して公印の押印に代えることができる。</p>	<p>第8条 電子計算組織を利用して証明又は通知を行うときは、総務部政策法務課長の承認を得て、電子計算組織に記録した公印の印影を印刷して公印の押印に代えることができる。</p>
<p>2 公印の管守者は、前項に規定する処理をするときは、印影の改ざんその他不正使用のないよう電子計算組織に記録した印影を適正に管理しなければならない。</p>	<p>2 公印の管守者は、前項に規定する処理をするときは、印影の改ざんその他不正使用のないよう電子計算組織に記録した印影を適正に管理しなければならない。</p>
<p>（公印の事前押印及び印影の刷込み）</p>	<p>（公印の事前押印及び印影の刷込み）</p>
<p>第9条 許可証、賞状等の用紙にあらかじめ公印を押す必要があるときは、管守者の承認を得てこれに公印を押すことができる。</p>	<p>第9条 許可証、賞状等の用紙にあらかじめ公印を押す必要があるときは、管守者の承認を得てこれに公印を押すことができる。</p>
<p>2 納税通知書、督促状等の印刷物に公印の印影を刷り込む必要があるときは、あらかじめ総務部政策法務課長の承認を得なければならない。</p>	<p>2 納税通知書、督促状等の印刷物に公印の印影を刷り込む必要があるときは、あらかじめ総務部政策法務課長の承認を得なければならない。</p>
<p>3 前項の規定により印刷物に公印の印影を刷り込む場合において、必要と認めるときは、公印の印影を拡大し、又は縮小して刷り込むことができる。</p>	<p>3 前項の規定により印刷物に公印の印影を刷り込む場合において、必要と認めるときは、公印の印影を拡大し、又は縮小して刷り込むことができる。</p>

改正後	改正前
<p>4 前3項の規定により、公印を事前に押印し、又は印影の刷込みをした用紙は、嚴重に保管し、使用しなくなったときは当該用紙を廃棄し、又は印影を抹消しなければならない。</p> <p>(使用しなくなった公印の保存)</p>	<p>4 前3項の規定により、公印を事前に押印し、又は印影の刷込みをした用紙は、嚴重に保管し、使用しなくなったときは当該用紙を廃棄し、又は印影を抹消しなければならない。</p> <p>(使用しなくなった公印の保存)</p>
<p>第10条 総務部政策法務課長は、第4条第3項の規定により、廃止した公印の引継ぎを受けたときは、公印廃止の日から次に掲げる期間保存し、保存期間の経過した公印は裁断又は焼却の方法により処分するものとする。</p> <p>(1) 総務部政策法務課長が管守する市印、市長印及び市長職務代理人印 永久</p> <p>(2) その他の公印 5年</p> <p>(公印使用状況の調査等)</p>	<p>第10条 総務部政策法務課長は、第4条第3項の規定により、廃止した公印の引継ぎを受けたときは、公印廃止の日から次に掲げる期間保存し、保存期間の経過した公印は裁断又は焼却の方法により処分するものとする。</p> <p>(1) 総務部政策法務課長が管守する市印、市長印及び市長職務代理人印 永久</p> <p>(2) その他の公印 5年</p> <p>(公印使用状況の調査等)</p>
<p>第11条 総務部政策法務課長は、公印の保管、使用状況等について適宜必要な事項を調査し、必要があると認めるときは、報告を求め、又は必要な書類の提出を求めることができる。</p> <p>(委任)</p>	<p>第11条 総務部政策法務課長は、公印の保管、使用状況等について適宜必要な事項を調査し、必要があると認めるときは、報告を求め、又は必要な書類の提出を求めることができる。</p> <p>(委任)</p>
<p>第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>付 則</p> <p>1 この規則は、昭和42年11月10日から施行する。</p> <p>2 別表第1に掲げる公印で現に存する公印は、この規則に定める手続きにより調製又は改刻されたものとし、この規則の施行日をもって第3条の公印台帳に登録されたものとみなす。</p> <p>3 第3条に定める印影の保存は、昭和42年に限り、11月10日現在により行なうものとする。</p> <p>付 則 (昭和43年7月1日規則第17号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (昭和44年1月16日規則第1号抄)</p> <p>(施行期日)</p>	<p>第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>付 則</p> <p>1 この規則は、昭和42年11月10日から施行する。</p> <p>2 別表第1に掲げる公印で現に存する公印は、この規則に定める手続きにより調製又は改刻されたものとし、この規則の施行日をもって第3条の公印台帳に登録されたものとみなす。</p> <p>3 第3条に定める印影の保存は、昭和42年に限り、11月10日現在により行なうものとする。</p> <p>付 則 (昭和43年7月1日規則第17号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (昭和44年1月16日規則第1号抄)</p> <p>(施行期日)</p>
<p>第1条 この規則は、昭和44年1月16日から施行する。</p>	<p>第1条 この規則は、昭和44年1月16日から施行する。</p>

改正後	改正前
<p>付 則（昭和45年8月5日規則第24号） この規則は、昭和45年8月5日から施行する。</p>	<p>付 則（昭和45年8月5日規則第24号） この規則は、昭和45年8月5日から施行する。</p>
<p>付 則（昭和45年12月2日規則第32号） この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>付 則（昭和45年12月2日規則第32号） この規則は、公布の日から施行する。</p>
<p>付 則（昭和46年4月19日規則第19号） この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>付 則（昭和46年4月19日規則第19号） この規則は、公布の日から施行する。</p>
<p>付 則（昭和46年6月8日規則第17号） この規則は、昭和46年6月10日から施行する。</p>	<p>付 則（昭和46年6月8日規則第17号） この規則は、昭和46年6月10日から施行する。</p>
<p>付 則（昭和46年8月28日規則第28号） この規則は、公布の日から施行し、昭和46年8月20日から適用する。</p>	<p>付 則（昭和46年8月28日規則第28号） この規則は、公布の日から施行し、昭和46年8月20日から適用する。</p>
<p>付 則（昭和47年4月28日規則第14号） この規則は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。</p>	<p>付 則（昭和47年4月28日規則第14号） この規則は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。</p>
<p>付 則（昭和47年5月22日規則第18号） この規則は、公布の日から施行し、昭和47年4月12日から適用する。</p>	<p>付 則（昭和47年5月22日規則第18号） この規則は、公布の日から施行し、昭和47年4月12日から適用する。</p>
<p>付 則（昭和47年11月28日規則第29号） この規則は、公布の日から施行し、昭和47年10月1日から適用する。</p>	<p>付 則（昭和47年11月28日規則第29号） この規則は、公布の日から施行し、昭和47年10月1日から適用する。</p>
<p>付 則（昭和47年12月28日規則第36号） この規則は、昭和48年1月1日から施行する。ただし、国民健康保険専用市長印および国民健康保険専用市長職務代理者印の項の改正規定は、昭和48年4月1日から施行する。</p>	<p>付 則（昭和47年12月28日規則第36号） この規則は、昭和48年1月1日から施行する。ただし、国民健康保険専用市長印および国民健康保険専用市長職務代理者印の項の改正規定は、昭和48年4月1日から施行する。</p>
<p>付 則（昭和49年11月5日規則第24号） この規則は、公布の日から施行し、昭和49年8月1日から適用する。</p>	<p>付 則（昭和49年11月5日規則第24号） この規則は、公布の日から施行し、昭和49年8月1日から適用する。</p>
<p>付 則（昭和50年5月6日規則第19号） この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の三鷹市公印規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和50年4月30日から、第2条の規定による改正後の規則の規定は、昭和50年4月7日から適用する。</p>	<p>付 則（昭和50年5月6日規則第19号） この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の三鷹市公印規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和50年4月30日から、第2条の規定による改正後の規則の規定は、昭和50年4月7日から適用する。</p>
<p>付 則（昭和50年6月12日規則第21号） この規則は、公布の日から施行し、昭和50年6月2日から適用する。</p>	<p>付 則（昭和50年6月12日規則第21号） この規則は、公布の日から施行し、昭和50年6月2日から適用する。</p>

改正後	改正前
<p>付 則（昭和50年7月18日規則第27号） この規則は、公布の日から施行し、昭和50年7月2日から適用する。</p> <p>付 則（昭和50年10月1日規則第31号） この規則は、昭和50年10月1日から施行する。</p> <p>付 則（昭和50年10月21日規則第35号） この規則は、公布の日から施行し、昭和50年10月13日から適用する。</p> <p>付 則（昭和52年2月10日規則第2号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（昭和52年6月22日規則第23号） 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則による改正後の三鷹市公印規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和52年4月12日から適用する。ただし、改正後の規則別表33市長印の項管守者の欄の規定は、昭和51年6月1日から適用する。</p> <p>付 則（昭和53年3月22日規則第7号） この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の三鷹市公印規則別表40三鷹市長職務代理者認印の項の規定は、昭和53年1月24日から適用する。</p> <p>付 則（昭和54年3月30日規則第8号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（昭和54年3月31日規則第11号） この規則は、昭和54年4月5日から施行する。ただし、別表第3号の改正規定および同表第19号の改正規定は、昭和54年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（昭和54年4月26日規則第14号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（昭和54年11月27日規則第34号） 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則による改正後の三鷹市公印規則別表第21号の規定は、昭和54年4月1日から適用する。</p>	<p>付 則（昭和50年7月18日規則第27号） この規則は、公布の日から施行し、昭和50年7月2日から適用する。</p> <p>付 則（昭和50年10月1日規則第31号） この規則は、昭和50年10月1日から施行する。</p> <p>付 則（昭和50年10月21日規則第35号） この規則は、公布の日から施行し、昭和50年10月13日から適用する。</p> <p>付 則（昭和52年2月10日規則第2号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（昭和52年6月22日規則第23号） 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則による改正後の三鷹市公印規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和52年4月12日から適用する。ただし、改正後の規則別表33市長印の項管守者の欄の規定は、昭和51年6月1日から適用する。</p> <p>付 則（昭和53年3月22日規則第7号） この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の三鷹市公印規則別表40三鷹市長職務代理者認印の項の規定は、昭和53年1月24日から適用する。</p> <p>付 則（昭和54年3月30日規則第8号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（昭和54年3月31日規則第11号） この規則は、昭和54年4月5日から施行する。ただし、別表第3号の改正規定および同表第19号の改正規定は、昭和54年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（昭和54年4月26日規則第14号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（昭和54年11月27日規則第34号） 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則による改正後の三鷹市公印規則別表第21号の規定は、昭和54年4月1日から適用する。</p>

改正後	改正前
<p>付 則（昭和57年2月1日規則第6号）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の三鷹市公印規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和57年1月15日から適用する。ただし、改正後の規則別表第39号の規定は、昭和57年1月24日から適用する。</p>	<p>付 則（昭和57年2月1日規則第6号）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の三鷹市公印規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和57年1月15日から適用する。ただし、改正後の規則別表第39号の規定は、昭和57年1月24日から適用する。</p>
<p>付 則（昭和57年3月27日規則第10号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の三鷹市公印規則の規定は、昭和57年3月25日から適用する。</p>	<p>付 則（昭和57年3月27日規則第10号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の三鷹市公印規則の規定は、昭和57年3月25日から適用する。</p>
<p>付 則（昭和57年5月24日規則第22号）</p> <p>この規則は、昭和57年7月1日から施行する。</p>	<p>付 則（昭和57年5月24日規則第22号）</p> <p>この規則は、昭和57年7月1日から施行する。</p>
<p>付 則（昭和57年7月15日規則第32号）</p> <p>この規則は、昭和57年7月15日から施行する。ただし、別表第22号の次に1号を加える改正規定および同表第40号の次に1号を加える改正規定は、昭和57年7月23日から施行する。</p>	<p>付 則（昭和57年7月15日規則第32号）</p> <p>この規則は、昭和57年7月15日から施行する。ただし、別表第22号の次に1号を加える改正規定および同表第40号の次に1号を加える改正規定は、昭和57年7月23日から施行する。</p>
<p>付 則（昭和58年2月17日規則第10号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第57号を削る改正規定は、昭和58年4月1日から施行する。</p>	<p>付 則（昭和58年2月17日規則第10号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第57号を削る改正規定は、昭和58年4月1日から施行する。</p>
<p>付 則（昭和58年3月16日規則第13号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の三鷹市公印規則の規定は、昭和58年3月10日から適用する。</p>	<p>付 則（昭和58年3月16日規則第13号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の三鷹市公印規則の規定は、昭和58年3月10日から適用する。</p>
<p>付 則（昭和58年7月14日規則第28号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の三鷹市公印規則の規定は、昭和58年7月1日から適用する。</p>	<p>付 則（昭和58年7月14日規則第28号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の三鷹市公印規則の規定は、昭和58年7月1日から適用する。</p>
<p>付 則（昭和58年8月12日規則第29号）</p> <p>この規則は、昭和58年8月13日から施行する。</p>	<p>付 則（昭和58年8月12日規則第29号）</p> <p>この規則は、昭和58年8月13日から施行する。</p>
<p>付 則（昭和59年2月8日規則第3号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の三鷹市公印規則の規定は、昭和59年1月1日から適用する。</p>	<p>付 則（昭和59年2月8日規則第3号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の三鷹市公印規則の規定は、昭和59年1月1日から適用する。</p>

改正後	改正前
<p>付 則（昭和59年3月31日規則第9号） この規則は、昭和59年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（昭和59年6月29日規則第26号） この規則は、昭和59年7月1日から施行する。</p> <p>付 則（昭和59年10月18日規則第44号） この規則は、昭和59年11月1日から施行する。</p> <p>付 則（昭和59年12月27日規則第52号） この規則は、昭和60年1月1日から施行する。</p> <p>付 則（昭和60年4月27日規則第16号） この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の三鷹市公印規則の規定は、昭和60年4月8日から適用する。</p>	<p>付 則（昭和59年3月31日規則第9号） この規則は、昭和59年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（昭和59年6月29日規則第26号） この規則は、昭和59年7月1日から施行する。</p> <p>付 則（昭和59年10月18日規則第44号） この規則は、昭和59年11月1日から施行する。</p> <p>付 則（昭和59年12月27日規則第52号） この規則は、昭和60年1月1日から施行する。</p> <p>付 則（昭和60年4月27日規則第16号） この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の三鷹市公印規則の規定は、昭和60年4月8日から適用する。</p>
<p>付 則（昭和61年3月3日規則第3号） この規則は、昭和61年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（昭和61年10月17日規則第36号） この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>付 則（昭和61年3月3日規則第3号） この規則は、昭和61年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（昭和61年10月17日規則第36号） この規則は、公布の日から施行する。</p>
<p>付 則（昭和62年2月13日規則第3号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（昭和62年8月12日規則第29号） この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の三鷹市公印規則の規定は、昭和62年7月1日から適用する。</p>	<p>付 則（昭和62年2月13日規則第3号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（昭和62年8月12日規則第29号） この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の三鷹市公印規則の規定は、昭和62年7月1日から適用する。</p>
<p>付 則（昭和63年4月19日規則第21号） この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の三鷹市公印規則の規定は、昭和63年4月1日から適用する。</p>	<p>付 則（昭和63年4月19日規則第21号） この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の三鷹市公印規則の規定は、昭和63年4月1日から適用する。</p>
<p>付 則（平成元年5月8日規則第17号） この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の三鷹市公印規則の規定は、平成元年4月1日から適用する。</p>	<p>付 則（平成元年5月8日規則第17号） この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の三鷹市公印規則の規定は、平成元年4月1日から適用する。</p>
<p>付 則（平成2年10月2日規則第38号） この規則は、平成2年11月1日から施行する。</p>	<p>付 則（平成2年10月2日規則第38号） この規則は、平成2年11月1日から施行する。</p>

改正後	改正前
<p>付 則（平成3年6月15日規則第19号） この規則中、第1条の規定は平成3年7月1日から、第2条の規定は平成4年4月1日から施行する。</p>	<p>付 則（平成3年6月15日規則第19号） この規則中、第1条の規定は平成3年7月1日から、第2条の規定は平成4年4月1日から施行する。</p>
<p>付 則（平成3年7月11日規則第28号） この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の三鷹市公印規則別表(22)の項および(23)の項の規定は、平成3年4月30日から適用する。</p>	<p>付 則（平成3年7月11日規則第28号） この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の三鷹市公印規則別表(22)の項および(23)の項の規定は、平成3年4月30日から適用する。</p>
<p>付 則（平成3年12月25日規則第41号） この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の三鷹市公印規則の規定は、平成3年11月25日から適用する。</p>	<p>付 則（平成3年12月25日規則第41号） この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の三鷹市公印規則の規定は、平成3年11月25日から適用する。</p>
<p>付 則（平成4年7月27日規則第31号） この規則は、平成4年8月1日から施行する。</p>	<p>付 則（平成4年7月27日規則第31号） この規則は、平成4年8月1日から施行する。</p>
<p>附 則（平成6年7月18日規則第29号） この規則は、平成6年8月1日から施行する。</p>	<p>附 則（平成6年7月18日規則第29号） この規則は、平成6年8月1日から施行する。</p>
<p>附 則（平成6年10月31日規則第37号） この規則は、平成6年11月1日から施行する。</p>	<p>附 則（平成6年10月31日規則第37号） この規則は、平成6年11月1日から施行する。</p>
<p>附 則（平成7年1月19日規則第1号） この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則（平成7年1月19日規則第1号） この規則は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則（平成7年3月28日規則第5号抄） （施行期日）</p>	<p>附 則（平成7年3月28日規則第5号抄） （施行期日）</p>
<p>1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。</p>	<p>1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則（平成8年2月6日規則第9号） この規則は、平成8年2月13日から施行する。</p>	<p>附 則（平成8年2月6日規則第9号） この規則は、平成8年2月13日から施行する。</p>
<p>附 則（平成8年3月28日規則第23号） この規則は、平成8年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則（平成8年3月28日規則第23号） この規則は、平成8年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則（平成8年4月1日規則第31号） この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則（平成8年4月1日規則第31号） この規則は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則（平成8年6月13日規則第39号） この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の三鷹市公印規</p>	<p>附 則（平成8年6月13日規則第39号） この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の三鷹市公印規</p>

改正後	改正前
<p>則別表第13号の規定は、平成8年6月3日から適用する。</p> <p>附 則（平成8年7月23日規則第51号抄） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成8年8月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成9年5月13日規則第15号） この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の三鷹市公印規則別表第79号の規定は、平成9年4月1日から適用する。</p> <p>附 則（平成10年6月9日規則第25号） この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の三鷹市公印規則の規定は、平成10年4月1日から適用する。</p> <p>附 則（平成11年4月1日規則第16号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成11年7月8日規則第31号） この規則は、平成11年7月12日から施行する。</p> <p>附 則（平成11年10月28日規則第49号） この規則は、平成11年10月29日から施行する。ただし、別表に第67号を加える改正規定は、平成11年11月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成12年7月12日規則第57号） この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の三鷹市公印規則の規定は、平成12年4月1日から適用する。</p> <p>附 則（平成13年6月22日規則第27号） この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の三鷹市公印規則の規定は、平成13年4月1日から適用する。</p> <p>附 則（平成13年10月17日規則第40号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成14年5月2日規則第40号） この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の三鷹市公印規則の規定は、平成14年4月1日から適用する。</p>	<p>則別表第13号の規定は、平成8年6月3日から適用する。</p> <p>附 則（平成8年7月23日規則第51号抄） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成8年8月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成9年5月13日規則第15号） この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の三鷹市公印規則別表第79号の規定は、平成9年4月1日から適用する。</p> <p>附 則（平成10年6月9日規則第25号） この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の三鷹市公印規則の規定は、平成10年4月1日から適用する。</p> <p>附 則（平成11年4月1日規則第16号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成11年7月8日規則第31号） この規則は、平成11年7月12日から施行する。</p> <p>附 則（平成11年10月28日規則第49号） この規則は、平成11年10月29日から施行する。ただし、別表に第67号を加える改正規定は、平成11年11月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成12年7月12日規則第57号） この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の三鷹市公印規則の規定は、平成12年4月1日から適用する。</p> <p>附 則（平成13年6月22日規則第27号） この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の三鷹市公印規則の規定は、平成13年4月1日から適用する。</p> <p>附 則（平成13年10月17日規則第40号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成14年5月2日規則第40号） この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の三鷹市公印規則の規定は、平成14年4月1日から適用する。</p>

改正後	改正前
<p>附 則（平成14年 6 月21日規則第50号抄） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成14年 7 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成14年11月29日規則第61号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成14年12月24日規則第65号） この規則中、第 1 条の規定は平成14年12月25日から、第 2 条の規定は平成15年 1 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成15年 1 月30日規則第 1 号） この規則は、平成15年 2 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成15年 2 月27日規則第 4 号） この規則は、平成15年 3 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成15年 4 月24日規則第27号）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第89号の改正規定（同号を同表第90号とする部分を除く。）は、平成15年 6 月 2 日から施行する。</p> <p>2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の三鷹市公印規則の規定は、平成15年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附 則（平成15年 5 月27日規則第28号）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の三鷹市公印規則別表第32号の規定は、平成15年 4 月30日から適用する。</p> <p>附 則（平成15年 8 月25日規則第41号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成15年 9 月24日規則第44号） この規則は、平成15年10月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成15年12月18日規則第54号） この規則は、平成16年 1 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成16年 4 月 1 日規則第17号）</p>	<p>附 則（平成14年 6 月21日規則第50号抄） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成14年 7 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成14年11月29日規則第61号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成14年12月24日規則第65号） この規則中、第 1 条の規定は平成14年12月25日から、第 2 条の規定は平成15年 1 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成15年 1 月30日規則第 1 号） この規則は、平成15年 2 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成15年 2 月27日規則第 4 号） この規則は、平成15年 3 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成15年 4 月24日規則第27号）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第89号の改正規定（同号を同表第90号とする部分を除く。）は、平成15年 6 月 2 日から施行する。</p> <p>2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の三鷹市公印規則の規定は、平成15年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附 則（平成15年 5 月27日規則第28号）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の三鷹市公印規則別表第32号の規定は、平成15年 4 月30日から適用する。</p> <p>附 則（平成15年 8 月25日規則第41号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成15年 9 月24日規則第44号） この規則は、平成15年10月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成15年12月18日規則第54号） この規則は、平成16年 1 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成16年 4 月 1 日規則第17号）</p>




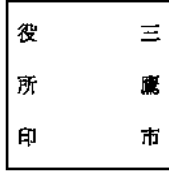

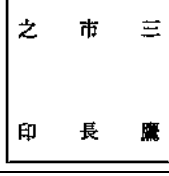
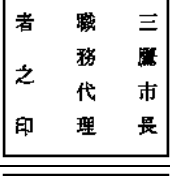
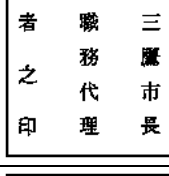

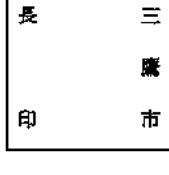

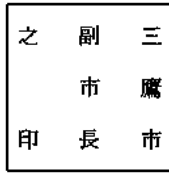
改正後	改正前
<p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成16年 9 月17日規則第46号）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表に第55号及び第56号を加える改正規定は、平成16年 9 月27日から施行する。</p> <p>2 この規則（別表第74号及び第75号の改正規定（住宅金融公庫から受託する審査事務用に係る部分に限る。）並びに別表第78号を削る改正規定に限る。）による改正後の三鷹市公印規則の規定は、平成16年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附 則（平成17年 2 月17日規則第 2 号）</p> <p>この規則は、平成17年 3 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成17年 3 月31日規則第11号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成17年 4 月21日規則第21号）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の関係規則の規定は、平成17年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>2 この規則の施行の際、この規則による改正前の関係規則の規定により調製された様式類で、現に残存するものについては、所要の修正を加えて、なお使用することができる。</p> <p>附 則（平成17年 5 月 9 日規則第22号）</p> <p>この規則は、平成17年 6 月 1 日から施行する。ただし、別表第57号の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成17年 9 月16日規則第32号）</p> <p>この規則中第 1 条の規定は平成17年 9 月20日から、第 2 条の規定は同年11月 5 日から施行する。</p> <p>附 則（平成17年10月14日規則第40号抄） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成18年 5 月 8 日規則第51号）</p>	<p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成16年 9 月17日規則第46号）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表に第55号及び第56号を加える改正規定は、平成16年 9 月27日から施行する。</p> <p>2 この規則（別表第74号及び第75号の改正規定（住宅金融公庫から受託する審査事務用に係る部分に限る。）並びに別表第78号を削る改正規定に限る。）による改正後の三鷹市公印規則の規定は、平成16年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附 則（平成17年 2 月17日規則第 2 号）</p> <p>この規則は、平成17年 3 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成17年 3 月31日規則第11号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成17年 4 月21日規則第21号）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の関係規則の規定は、平成17年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>2 この規則の施行の際、この規則による改正前の関係規則の規定により調製された様式類で、現に残存するものについては、所要の修正を加えて、なお使用することができる。</p> <p>附 則（平成17年 5 月 9 日規則第22号）</p> <p>この規則は、平成17年 6 月 1 日から施行する。ただし、別表第57号の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成17年 9 月16日規則第32号）</p> <p>この規則中第 1 条の規定は平成17年 9 月20日から、第 2 条の規定は同年11月 5 日から施行する。</p> <p>附 則（平成17年10月14日規則第40号抄） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成18年 5 月 8 日規則第51号）</p>


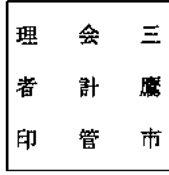

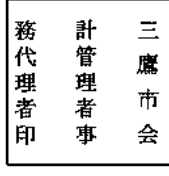



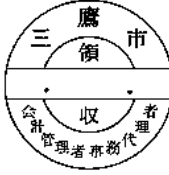
改正後	改正前
<p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年 3 月30日規則第20号抄） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。 （収入役に関する経過措置）</p> <p>2 この規則の施行の際現に在職する収入役の任期中に限り、第 8 条の規定による改正後の三鷹経営本部規則第 5 条第 1 項及び第10条第 1 項中「副本部長」とあるのは「副本部長、収入役」と、第 9 条の規定による改正後の三鷹市部課長等庁内連絡会議規則第10条中「会計管理者」とあるのは「収入役」と、第10条の規定による改正後の三鷹市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第 3 条第 6 号中「会計管理者」とあるのは「収入役」と、第11条の規定による改正後の三鷹市公印規則別表第 94号中「会計管理者」とあるのは「収入役」と、第13条の規定による改正後の三鷹市会計事務規則の規定中「会計管理者」とあるのは「収入役」と、第14条の規定による改正後の三鷹市予算事務規則（以下「新予算事務規則」という。）第 2 条第 1 号中「三鷹市会計管理者の権限に属する事務に関する規則」とあるのは「三鷹市収入役の権限に属する事務及び三鷹市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則」と、新予算事務規則第 7 条第 4 項及び第 6 項、第 9 条、第15条第 5 項、第16条第 2 項、第18条第 3 項、第 19条第 3 項、第21条並びに第22条第 3 項中「会計管理者」とあるのは「収入役」と、第15条の規定による改正後の三鷹市支出負担行為手続規則第 6 条（見出しを含む。）及び第 7 条第 2 項中「会計管理者」とあるのは「収入役」と、第16条の規定による改正後の三鷹市物品管理規則（以下「新物品管理規則」という。）第 2 条第 1 号中「三鷹市会計管理者の権限に属する事務に関する規則」とあるのは「三鷹市収入役の権限に属する事務及び三鷹市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則」と、新物品管理規則第 3 条、第 5 条第 2 項第 2 号、第 6 条第 3 項、第 7 条第 3 項、第14条第 4 号、第16条第 2 項、第23条、第25条及び第30条（見出しを含む。）中「会</p>	<p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年 3 月30日規則第20号抄） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。 （収入役に関する経過措置）</p> <p>2 この規則の施行の際現に在職する収入役の任期中に限り、第 8 条の規定による改正後の三鷹経営本部規則第 5 条第 1 項及び第10条第 1 項中「副本部長」とあるのは「副本部長、収入役」と、第 9 条の規定による改正後の三鷹市部課長等庁内連絡会議規則第10条中「会計管理者」とあるのは「収入役」と、第10条の規定による改正後の三鷹市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第 3 条第 6 号中「会計管理者」とあるのは「収入役」と、第11条の規定による改正後の三鷹市公印規則別表第 94号中「会計管理者」とあるのは「収入役」と、第13条の規定による改正後の三鷹市会計事務規則の規定中「会計管理者」とあるのは「収入役」と、第14条の規定による改正後の三鷹市予算事務規則（以下「新予算事務規則」という。）第 2 条第 1 号中「三鷹市会計管理者の権限に属する事務に関する規則」とあるのは「三鷹市収入役の権限に属する事務及び三鷹市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則」と、新予算事務規則第 7 条第 4 項及び第 6 項、第 9 条、第15条第 5 項、第16条第 2 項、第18条第 3 項、第 19条第 3 項、第21条並びに第22条第 3 項中「会計管理者」とあるのは「収入役」と、第15条の規定による改正後の三鷹市支出負担行為手続規則第 6 条（見出しを含む。）及び第 7 条第 2 項中「会計管理者」とあるのは「収入役」と、第16条の規定による改正後の三鷹市物品管理規則（以下「新物品管理規則」という。）第 2 条第 1 号中「三鷹市会計管理者の権限に属する事務に関する規則」とあるのは「三鷹市収入役の権限に属する事務及び三鷹市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則」と、新物品管理規則第 3 条、第 5 条第 2 項第 2 号、第 6 条第 3 項、第 7 条第 3 項、第14条第 4 号、第16条第 2 項、第23条、第25条及び第30条（見出しを含む。）中「会</p>

改正後	改正前
<p>計管理者」とあるのは「収入役」と、第17条の規定による改正後の三鷹市公金取扱金融機関に関する規則の規定中「会計管理者」とあるのは「収入役」と、第18条の規定による改正後の三鷹市補助金等交付規則第5条第2項中「副市長」とあるのは「副市長、収入役」と、第19条の規定による改正後の三鷹市公有財産規則（以下「新公有財産規則」という。）第2条第3号中「三鷹市会計管理者の権限に属する事務に関する規則」とあるのは「三鷹市収入役の権限に属する事務及び三鷹市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則」と、新公有財産規則第41条第1項中「会計管理者」とあるのは「収入役」と、第20条の規定による改正後の三鷹市契約事務規則（以下「新契約事務規則」という。）第2条第5号中「三鷹市会計管理者の権限に属する事務に関する規則」とあるのは「三鷹市収入役の権限に属する事務及び三鷹市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則」と、新契約事務規則第15条中「会計管理者」とあるのは「収入役」と、第23条の規定による改正後の三鷹市収入証紙条例施行規則第5条及び第6条中「会計管理者」とあるのは「収入役」と、第25条の規定による改正後の三鷹都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則様式第6号及び様式第20号中</p> <p>「会計管理者」</p> <p>とあるのは</p> <p>「収入役」</p> <p>と、「三鷹市会計管理者」とあるのは「三鷹市収入役」と、第27条の規定による改正後の三鷹市災害対策本部条例施行規則第4条第1項中「副市長」とあるのは「副市長、収入役」と、同条第2項中「副市長である副本部長」とあるのは「副市長である副本部長、収入役である副本部長」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則（平成19年6月29日規則第29号）</p> <p>1 この規則は、平成19年7月1日から施行する。ただし、別表第56号及び第57号の改正規定は、公布の日から施行する。</p>	<p>計管理者」とあるのは「収入役」と、第17条の規定による改正後の三鷹市公金取扱金融機関に関する規則の規定中「会計管理者」とあるのは「収入役」と、第18条の規定による改正後の三鷹市補助金等交付規則第5条第2項中「副市長」とあるのは「副市長、収入役」と、第19条の規定による改正後の三鷹市公有財産規則（以下「新公有財産規則」という。）第2条第3号中「三鷹市会計管理者の権限に属する事務に関する規則」とあるのは「三鷹市収入役の権限に属する事務及び三鷹市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則」と、新公有財産規則第41条第1項中「会計管理者」とあるのは「収入役」と、第20条の規定による改正後の三鷹市契約事務規則（以下「新契約事務規則」という。）第2条第5号中「三鷹市会計管理者の権限に属する事務に関する規則」とあるのは「三鷹市収入役の権限に属する事務及び三鷹市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則」と、新契約事務規則第15条中「会計管理者」とあるのは「収入役」と、第23条の規定による改正後の三鷹市収入証紙条例施行規則第5条及び第6条中「会計管理者」とあるのは「収入役」と、第25条の規定による改正後の三鷹都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則様式第6号及び様式第20号中</p> <p>「会計管理者」</p> <p>とあるのは</p> <p>「収入役」</p> <p>と、「三鷹市会計管理者」とあるのは「三鷹市収入役」と、第27条の規定による改正後の三鷹市災害対策本部条例施行規則第4条第1項中「副市長」とあるのは「副市長、収入役」と、同条第2項中「副市長である副本部長」とあるのは「副市長である副本部長、収入役である副本部長」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則（平成19年6月29日規則第29号）</p> <p>1 この規則は、平成19年7月1日から施行する。ただし、別表第56号及び第57号の改正規定は、公布の日から施行する。</p>

改正後	改正前
<p>2 この規則による改正後の三鷹市公印規則別表第56号及び第57号の規定は、平成19年4月1日から適用する。</p> <p>附 則（平成19年10月22日規則第38号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年12月27日規則第43号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成20年3月31日規則第20号抄） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成21年7月29日規則第23号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成22年3月31日規則第24号）</p> <p>1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の際、この規則による改正前の関係規則の規定により調製された様式類で、現に残存するものについては、所要の修正を加えて、なお使用することができる。</p> <p>附 則（平成22年7月21日規則第34号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成23年3月31日規則第17号） この規則は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成23年8月5日規則第33号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年3月30日規則第13号抄）</p> <p>1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年4月11日規則第17号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年7月6日規則第25号抄）</p> <p>1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。</p>	<p>2 この規則による改正後の三鷹市公印規則別表第56号及び第57号の規定は、平成19年4月1日から適用する。</p> <p>附 則（平成19年10月22日規則第38号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年12月27日規則第43号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成20年3月31日規則第20号抄） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成21年7月29日規則第23号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成22年3月31日規則第24号）</p> <p>1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の際、この規則による改正前の関係規則の規定により調製された様式類で、現に残存するものについては、所要の修正を加えて、なお使用することができる。</p> <p>附 則（平成22年7月21日規則第34号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成23年3月31日規則第17号） この規則は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成23年8月5日規則第33号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年3月30日規則第13号抄）</p> <p>1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年4月11日規則第17号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年7月6日規則第25号抄）</p> <p>1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。</p>

改正後	改正前
<p>附 則（平成24年 8 月 3 日規則第28号） この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の三鷹市公印規則の規定は、平成24年 7 月 9 日から適用する。</p> <p>附 則（平成25年 3 月 26 日規則第15号） この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成25年 6 月 28 日規則第49号） この規則は、平成25年 7 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成26年 3 月 31 日規則第16号）</p> <p>1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の際、この規則による改正前の関係規則の規定により調製された様式類で、現に残存するものについては、所要の修正を加えて、なお使用することができる。</p> <p>附 則（平成27年 5 月 25 日規則第42号）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則（別表中第17号及び第18号を削る改正規定に限る。）による改正後の三鷹市公印規則の規定は、平成27年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附 則（平成27年12月16日規則第70号）</p> <p>1 この規則中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成28年 1 月 1 日から施行する。</p> <p>2 第 1 条の規定による改正後の三鷹市公印規則別表第28号及び第29号の規定は、平成27年10月 5 日から適用する。</p> <p>附 則（平成28年 3 月 31 日規則第19号） この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成29年 3 月 29 日規則第12号） この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>別表（第 2 条関係）</p>	<p>附 則（平成24年 8 月 3 日規則第28号） この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の三鷹市公印規則の規定は、平成24年 7 月 9 日から適用する。</p> <p>附 則（平成25年 3 月 26 日規則第15号） この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成25年 6 月 28 日規則第49号） この規則は、平成25年 7 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成26年 3 月 31 日規則第16号）</p> <p>1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の際、この規則による改正前の関係規則の規定により調製された様式類で、現に残存するものについては、所要の修正を加えて、なお使用することができる。</p> <p>附 則（平成27年 5 月 25 日規則第42号）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則（別表中第17号及び第18号を削る改正規定に限る。）による改正後の三鷹市公印規則の規定は、平成27年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附 則（平成27年12月16日規則第70号）</p> <p>1 この規則中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成28年 1 月 1 日から施行する。</p> <p>2 第 1 条の規定による改正後の三鷹市公印規則別表第28号及び第29号の規定は、平成27年10月 5 日から適用する。</p> <p>附 則（平成28年 3 月 31 日規則第19号） この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成29年 3 月 29 日規則第12号） この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>別表（第 2 条関係）</p>

改正後								改正前							
番号	名称	ひな型	寸法 (mm)	書体	管守者	用途	個数	番号	名称	ひな型	寸法 (mm)	書体	管守者	用途	個数
(1)	市印		方25	古印体	総務部 政策法 務課長	一般文 書用	1	(1)	市印		方25	古印体	総務部 政策法 務課長	一般文 書用	1
(2)	市役所 印		方25	古印体	総務部 政策法 務課長	一般文 書用	1	(2)	市役所 印		方25	古印体	総務部 政策法 務課長	一般文 書用	1
(3)	市長印		方27	てん書	総務部 政策法 務課長	一般文 書用	1	(3)	市長印		方27	てん書	総務部 政策法 務課長	一般文 書用	1
(4)	市長職 務代理 者印		方27	てん書	総務部 政策法 務課長	一般文 書用	1	(4)	市長職 務代理 者印		方27	てん書	総務部 政策法 務課長	一般文 書用	1
(5)	市長印		方21	古印体	総務部 政策法 務課長	証明及 びこれ に類す る文書 用	1	(5)	市長印		方21	古印体	総務部 政策法 務課長	証明及 びこれ に類す る文書 用	1
(6)	副市長 印		方21	古印体	総務部 政策法 務課長	副市長 名によ る文書 用	1	(6)	副市長 印		方21	古印体	総務部 政策法 務課長	副市長 名によ る文書 用	1

改正後								改正前							
(7)	会計管理者印		方21	古印体	会計管理者	会計管理者名による文書用	1	(7)	会計管理者印		方21	古印体	会計管理者	会計管理者名による文書用	1
(8)	会計管理者事務代理者印		方20	てん書	会計課長	会計管理者事務代理者名による文書用	1	(8)	会計管理者事務代理者印		方20	てん書	会計課長	会計管理者事務代理者名による文書用	1
(9)	会計管理者印		直径25	かい書	会計管理者	会計管理者が納入通知書、納付書等に押印する領収印用	3	(9)	会計管理者印		直径25	かい書	会計管理者	会計管理者が納入通知書、納付書等に押印する領収印用	3
(10)	会計管理者事務代理者印		直径25	かい書	会計課長	会計管理者事務代理者が納入通知書、納付書等に押印する領収印用	1	(10)	会計管理者事務代理者印		直径25	かい書	会計課長	会計管理者事務代理者が納入通知書、納付書等に押印する領収印用	1

改正後								改正前							
(11)	市長印	之 市 三 印 長 鷹	方22	てん 書	会計課 長	財務会 計シス テムに 係る納 入通知 書兼領 収書用 (電子 印)	—	(11)	市長印	之 市 三 印 長 鷹	方22	てん 書	会計課 長	財務会 計シス テムに 係る納 入通知 書兼領 収書用 (電子 印)	—
(12)	固定資 産評価 員印	価 定 三 員 資 鷹 之 産 市 印 評 固	方21	てん 書	固定資 産評価 員	固定資 産評価 員名に よる文 書用	1	(12)	固定資 産評価 員印	価 定 三 員 資 鷹 之 産 市 印 評 固	方21	てん 書	固定資 産評価 員	固定資 産評価 員名に よる文 書用	1
(13)	市印	三 鷹 市 印	方20	古印 体	市民部 保険課 長	国民健 康保険 被保険 者証用	1	(13)	三 鷹 市 印	方20	古印 体	市民部 保険課 長	国民健 康保険 被保険 者証用	1	
(14)	市印	三 鷹 市 印	縦7 横5	古印 体	市民部 保険課 長	国民健 康保険 被保険 者証用	6	(14)	三 鷹 市 印	縦7 横5	古印 体	市民部 保険課 長	国民健 康保険 被保険 者証用	6	
(15)	市印	市 三 印 鷹	方4	古印 体	市民部 保険課 長	国民健 康保険 被保険 者証用	1	(15)	市 三 印 鷹	方4	古印 体	市民部 保険課 長	国民健 康保険 被保険 者証用	1	

改正後								改正前							
(16)	市長印	之 市 三 印 長 鷹	方20	てん書	市民部 保険課 長	高齢者の医療の確保に関する法律に基づく諸証明書及び通知文書用（電子印）	—	(16)	市長印	之 市 三 印 長 鷹	方20	てん書	市民部 保険課 長	高齢者の医療の確保に関する法律に基づく諸証明書及び通知文書用（電子印）	—
(17)	市印	都 京 東 鷹 三	縦20 横26	てん書	市民部 保険課 長	日雇労働者健康保険被保険者手帳用	1	(17)	市印	都 京 東 鷹 三	縦20 横26	てん書	市民部 保険課 長	日雇労働者健康保険被保険者手帳用	1
(18)	市役所印	三 鷹 市 役 所	縦 8 横18	かい書	市民部 保険課 長	日雇労働者健康保険受給資格証明用	1	(18)	市役所印	三 鷹 市 役 所	縦 8 横18	かい書	市民部 保険課 長	日雇労働者健康保険受給資格証明用	1
(19)	市民課専用市長印	専 長 三 市 用 印 市 課 鷹 民	方25	古印体	市民部 市民課 長	戸籍法、住民基本台帳法及び	10	(19)	市民課専用市長印	専 長 三 市 用 印 市 課 鷹 民	方25	古印体	市民部 市民課 長	戸籍法、住民基本台帳法及び	10

改正後									改正前														
							これらの関係法令に基づく諸証明等の文書用、埋火葬許可証用、印鑑登録証明及び登録印鑑証明用、印鑑登録に係る文書用並びに住居表示に関する諸証明等の文書用									これらの関係法令に基づく諸証明等の文書用、埋火葬許可証用、印鑑登録証明及び登録印鑑証明用、印鑑登録に係る文書用並びに住居表示に関する諸証明等の文書用							
(20)	市民課 専用市長職務 代理者	専 用	者 務 代 印 理 長	職 務 代 理 長	三 務 代 理 長	市 民 課	方25	古印 体	市民部 市民課 長	戸籍法、 住民基本 台帳法及び	10	(20)	市民課 専用市長職務 代理者	専 用	者 務 代 印 理 長	職 務 代 理 長	三 務 代 理 長	市 民 課	方25	古印 体	市民部 市民課 長	戸籍法、 住民基本 台帳法及び	10

改正後								改正前													
	印					これらの関係法令に基づく諸証明等の文書用、埋火葬許可証用、印鑑登録証明及び登録印鑑証明用、印鑑登録に係る文書用並びに住居表示に関する諸証明等の文書用			印					これらの関係法令に基づく諸証明等の文書用、埋火葬許可証用、印鑑登録証明及び登録印鑑証明用、印鑑登録に係る文書用並びに住居表示に関する諸証明等の文書用							
(21)	市民課 専用市長印	専 用	長 印	三 鷹 市	市 民 課	方25	古印 体	市民部 市民課 長	戸籍法 に基づく諸証 明用及	2	(21)	市民課 専用市長印	専 用	長 印	三 鷹 市	市 民 課	方25	古印 体	市民部 市民課 長	戸籍法 に基づく諸証 明用及	2

改正後								改正前															
							び住民 基本台 帳法に 基づく 諸証明 (戸籍 の附票 の写し 等に限 る。)用 (自動 認証器 印)									び住民 基本台 帳法に 基づく 諸証明 (戸籍 の附票 の写し 等に限 る。)用 (自動 認証器 印)							
(22)	市民課 専用市 長職務 代理者 印	専 用	者 務 代 印	職 務 代 理 長	三 代 市 課	市 民 課	方25	古印 体	市民部 市民課 長	戸籍法 に基づ く諸証 明用及 び住民 基本台 帳法に 基づく 諸証明 (戸籍 の附票 の写し 等に限 る。)用 (自動	2	(22)	市民課 専用市 長職務 代理者 印	専 用	者 務 代 印	職 務 代 理 長	三 代 市 課	市 民 課	方25	古印 体	市民部 市民課 長	戸籍法 に基づ く諸証 明用及 び住民 基本台 帳法に 基づく 諸証明 (戸籍 の附票 の写し 等に限 る。)用 (自動	2

改正後								改正前														
						認証器 印)							認証器 印)									
(23)	市民課 専用市長印	専 用	長 印	三 市	市 民 課	方25	古印 体	市民部 市民課 長	戸籍法、 住民基 本台帳 法及び これら の関係 法令に 基づく 諸証明 等の文 書用、埋 火葬許 可証用、 印鑑登 録証明 用、印鑑 登録に 係る文 書用、住 居表示 に係る 諸証明 用、市税 (固定 資産税 及び国	—		(23)	市民課 専用市長印	専 用	長 印	三 市	市 民 課	方25	古印 体	市民部 市民課 長	戸籍法、 住民基 本台帳 法及び これら の関係 法令に 基づく 諸証明 等の文 書用、埋 火葬許 可証用、 印鑑登 録証明 用、印鑑 登録に 係る文 書用、住 居表示 に係る 諸証明 用、市税 (固定 資産税 及び国	—

改正後								改正前													
							民健康 保険税 を除 く。)の 課税証 明用、市 税(国民 健康保 険税を 除く。)の 納税証 明用及 び固定 資産税 の評価 その他 に係る 証明用 (電子 印)									民健康 保険税 を除 く。)の 課税証 明用、市 税(国民 健康保 険税を 除く。)の 納税証 明用及 び固定 資産税 の評価 その他 に係る 証明用 (電子 印)					
(24)	市民課 専用市 長職務 代理者 印	専 用	者 印	職 務 代 理 長	三 市 民 課	方25	古印 体	市民部 市民課 長	戸籍法、 住民基 本台帳 法及び これら の關係 法令に 基づく	—	(24)	市民課 専用市 長職務 代理者 印	専 用	者 印	職 務 代 理 長	三 市 民 課	方25	古印 体	市民部 市民課 長	戸籍法、 住民基 本台帳 法及び これら の關係 法令に 基づく	—

改正後								改正前							
							諸証明等の文書用、埋火葬許可証用、印鑑登録証明用、印鑑登録に係る文書用、住居表示に係る諸証明用、市税（固定資産税及び国民健康保険税を除く。）の課税証明用、市税（国民健康保険税を除く。）								諸証明等の文書用、埋火葬許可証用、印鑑登録証明用、印鑑登録に係る文書用、住居表示に係る諸証明用、市税（固定資産税及び国民健康保険税を除く。）の課税証明用、市税（国民健康保険税を除く。）

改正後								改正前								
						の納税 証明用 及び固 定資産 税の評 価その 他に係 る証明 用(電子 印)									の納税 証明用 及び固 定資産 税の評 価その 他に係 る証明 用(電子 印)	
(25)	市民課 専用市 長印	市 民 課 三 鷹 市 長 印 専 用	方24	古印 体	市民部 市民課 長	印鑑登 録証用	1	(25)	市民課 専用市 長印	市 民 課 三 鷹 市 長 印 専 用	方24	古印 体	市民部 市民課 長	印鑑登 録証用	1	
(26)	市長認 印	市長の姓	縦9 横7	古印 体	市民部 市民課 長	戸籍記 載用	2	(26)	市長認 印	市長の姓	縦9 横7	古印 体	市民部 市民課 長	戸籍記 載用	2	
(27)	市長職 務代理 者認印	副市長の姓	縦11 横9	古印 体	市民部 市民課 長	戸籍記 載用	1	(27)	市長職 務代理 者認印	副市長の姓	縦11 横9	古印 体	市民部 市民課 長	戸籍記 載用	1	

改正後								改正前							
(28)	市長認印	三鷹市長	縦4 横15	古印 体	市民部 市民課 長	住民基 本台帳 カード、 在留カ ード、特 別永住 者証明 書、通知 カード 及び個 人番号 カード 記載用	7	(28)	市長認印	三鷹市長	縦4 横15	古印 体	市民部 市民課 長	住民基 本台帳 カード、 在留カ ード、特 別永住 者証明 書、通知 カード 及び個 人番号 カード 記載用	7
(29)	市長職務代理者認印	三鷹市長職務代理者	縦4 横25	古印 体	市民部 市民課 長	住民基 本台帳 カード、 在留カ ード、特 別永住 者証明 書、通知 カード 及び個 人番号 カード 記載用	5	(29)	市長職務代理者認印	三鷹市長職務代理者	縦4 横25	古印 体	市民部 市民課 長	住民基 本台帳 カード、 在留カ ード、特 別永住 者証明 書、通知 カード 及び個 人番号 カード 記載用	5

改正後								改正前									
(30)	契約専用市長印	契 三 長 専	約 鷹 市 印 用	方25	古印 体	総務部 契約管理課長	総務部 契約管理課 契約係に おいて 作成す る契約 書用	1	(30)	契約専用市長印	契 三 長 専	約 鷹 市 印 用	方25	古印 体	総務部 契約管理課長	総務部 契約管理課 契約係に おいて 作成す る契約 書用	1
(31)	契約専用市長職務代理者印	契 三 職 専	約 鷹 市 代 理 印 用	方25	古印 体	総務部 契約管理課長	総務部 契約管理課 契約係に おいて 作成す る契約 書用	1	(31)	契約専用市長職務代理者印	契 三 職 専	約 鷹 市 代 理 印 用	方25	古印 体	総務部 契約管理課長	総務部 契約管理課 契約係に おいて 作成す る契約 書用	1
(32)	市民税課専用市長印	市 三 長 専	民 鷹 市 印 用	方25	古印 体	市民部 市民税課長	市税(固 定資産 税及び 国民健 康保険 税を除 く。)の 賦課及 び課税 証明用	1	(32)	市民税課専用市長印	市 三 長 専	民 鷹 市 印 用	方25	古印 体	市民部 市民税課長	市税(固 定資産 税及び 国民健 康保険 税を除 く。)の 賦課及 び課税 証明用	1

改正後								改正前											
(33)	市民税課専用市長職務代理者印	市民税課 三職者 専	鷹市 務代 用	長理印	方25	古印 体	市民部 市民税 課長	市税(固定資産税及び国民健康保険税を除く。)の賦課及び課税証明用	1	(33)	市民税課専用市長職務代理者印	市民税課 三職者 専	鷹市 務代 用	長理印	方25	古印 体	市民部 市民税 課長	市税(固定資産税及び国民健康保険税を除く。)の賦課及び課税証明用	1
(34)	市民税課専用市長印	市民税課 三職者 専	鷹市 務代 用	長理印	方25	古印 体	市民部 市民税 課長	市税(固定資産税及び国民健康保険税を除く。)の賦課及び課税その他に係る証明用(電子印)	—	(34)	市民税課専用市長印	市民税課 三職者 専	鷹市 務代 用	長理印	方25	古印 体	市民部 市民税 課長	市税(固定資産税及び国民健康保険税を除く。)の賦課及び課税その他に係る証明用(電子印)	—
(35)	市民税課専用市長職務代理	市民税課 三職者 専	鷹市 務代 用	長理印	方25	古印 体	市民部 市民税 課長	市税(固定資産税及び国民健	—	(35)	市民税課専用市長職務代理	市民税課 三職者 専	鷹市 務代 用	長理印	方25	古印 体	市民部 市民税 課長	市税(固定資産税及び国民健	—

改正後								改正前								
	者印					康保険税を除く。)の賦課及び課税その他に係る証明用(電子印)			者印						康保険税を除く。)の賦課及び課税その他に係る証明用(電子印)	
(36)	資産税課専用市長印	資産税課 三鷹市 市長印 専用	方25	古印体	市民部 資産税課長	固定資産税の賦課及び評価その他に係る証明用	1	(36)	資産税課専用市長印	資産税課 三鷹市 市長印 専用	方25	古印体	市民部 資産税課長	固定資産税の賦課及び評価その他に係る証明用	1	
(37)	資産税課専用市長職務代理者印	資産税課 三鷹市長職務代理者 専用	方25	古印体	市民部 資産税課長	固定資産税の賦課及び評価その他に係る証明用	1	(37)	資産税課専用市長職務代理者印	資産税課 三鷹市長職務代理者 専用	方25	古印体	市民部 資産税課長	固定資産税の賦課及び評価その他に係る証明用	1	
(38)	資産税課専用市長印	資産税課 三鷹市 市長印 専用	方20	古印体	市民部 資産税課長	固定資産税の評価その他に	—	(38)	資産税課専用市長印	資産税課 三鷹市 市長印 専用	方20	古印体	市民部 資産税課長	固定資産税の評価その他に	—	

改正後							改正前									
						係る証明用(電子印)							係る証明用(電子印)			
(39)	資産税課専用市長職務代理者印	資産税課 三鷹市 三職者 専 市長代 務用 理印	方20	古印 体	市民部 資産税 課長	固定資産税の評価その他に係る証明用(電子印)	—	(39)	資産税課専用市長職務代理者印	資産税課 三鷹市 三職者 専 市長代 務用 理印	方20	古印 体	市民部 資産税 課長	固定資産税の評価その他に係る証明用(電子印)	—	
(40)	納税課専用市長印	納税課 三鷹市 長印 専 務用	方25	古印 体	市民部 納税課 長	市税及び後期高齢者医療保険料の徴収、滞納整理及び滞納処分並びに市税の納税証明用	1	(40)	納税課専用市長印	納税課 三鷹市 長印 専 務用	方25	古印 体	市民部 納税課 長	市税及び後期高齢者医療保険料の徴収、滞納整理及び滞納処分並びに市税の納税証明用	1	
(41)	納税課専用市長職務代理者印	納税課 三鷹市 三職者 専 市長代 務用 理印	方25	古印 体	市民部 納税課 長	市税及び後期高齢者医療保険料の	1	(41)	納税課専用市長職務代理者印	納税課 三鷹市 三職者 専 市長代 務用 理印	方25	古印 体	市民部 納税課 長	市税及び後期高齢者医療保険料の	1	

改正後								改正前								
						徴収、滞納整理及び滞納処分並びに市税の納税証明書用									徴収、滞納整理及び滞納処分並びに市税の納税証明書用	
(42)	納税課 専用市長印	納 税 課 三 鷹 市 長 印 専 用	方25	古印 体	市民部 納税課 長	市税及び後期高齢者医療保険料の徴収、滞納整理及び滞納処分並びに市税の納税証明書用(電子印)	—	(42)	納税課 専用市長印	納 税 課 三 鷹 市 長 印 専 用	方25	古印 体	市民部 納税課 長	市税及び後期高齢者医療保険料の徴収、滞納整理及び滞納処分並びに市税の納税証明書用(電子印)	—	
(43)	納税課 専用市長職務 代理者 印	納 税 課 三 鷹 市 代 長 職 務 代 理 印 者 用	方25	古印 体	市民部 納税課 長	市税及び後期高齢者医療保険料の徴収、滞	—	(43)	納税課 専用市長職務 代理者 印	納 税 課 三 鷹 市 代 長 職 務 代 理 印 者 用	方25	古印 体	市民部 納税課 長	市税及び後期高齢者医療保険料の徴収、滞	—	

改正後								改正前							
						納整理 及び滞 納処分 並びに 市税の 納税証 明用(電 子印)								納整理 及び滞 納処分 並びに 市税の 納税証 明用(電 子印)	
(44)	国民健 康保険 専用市 長印	国 民 健 康 三 鷹 市 長 印 保 険 専 用	方25	古印 体	市民部 保険課 長	国民健 康保険 法に基 づく諸 証明、通 知文書 及び賦 課用	1	(44)	国民健 康保険 専用市 長印	国 民 健 康 三 鷹 市 長 印 保 険 専 用	方25	古印 体	市民部 保険課 長	国民健 康保険 法に基 づく諸 証明、通 知文書 及び賦 課用	1
(45)	国民健 康保険 専用市 長職務 代理者 印	国 民 健 康 三 鷹 市 代 理 者 職 務 代 理 者 印 保 険 専 用	方25	古印 体	市民部 保険課 長	国民健 康保険 法に基 づく諸 証明、通 知文書 及び賦 課用	1	(45)	国民健 康保険 専用市 長職務 代理者 印	国 民 健 康 三 鷹 市 代 理 者 職 務 代 理 者 印 保 険 専 用	方25	古印 体	市民部 保険課 長	国民健 康保険 法に基 づく諸 証明、通 知文書 及び賦 課用	1
(46)	国民健 康保険 専用市 長印	国 民 健 康 三 鷹 市 長 印 保 険 専 用	方25	古印 体	市民部 保険課 長	国民健 康保険 法に基 づく諸	—	(46)	国民健 康保険 専用市 長印	国 民 健 康 三 鷹 市 長 印 保 険 専 用	方25	古印 体	市民部 保険課 長	国民健 康保険 法に基 づく諸	—

改正後								改正前							
						証明、通知文書及び賦課用(電子印)								証明、通知文書及び賦課用(電子印)	
(47)	国民健康保険専用市長職務代理者印	国民健康 三鷹市 三職者 代理印 専用	方25	古印 体	市民部 保険課 長	国民健康保険法に基づく諸証明、通知文書及び賦課用(電子印)	—	(47)	国民健康保険専用市長職務代理者印	国民健康 三鷹市 三職者 代理印 専用	方25	古印 体	市民部 保険課 長	国民健康保険法に基づく諸証明、通知文書及び賦課用(電子印)	—
(48)	国民年金専用市長印	国民年金 三鷹市 市長 専用印	方25	古印 体	市民部 市民課 長	国民年金法及びその関係法令に基づく文書並びに申請書、諸届等の認証用	1	(48)	国民年金専用市長印	国民年金 三鷹市 市長 専用印	方25	古印 体	市民部 市民課 長	国民年金法及びその関係法令に基づく文書並びに申請書、諸届等の認証用	1

改正後								改正前											
(49)	国民年金専用市長職務代理者印	金 専 用	者職三 務鷹 代市 印理長	国 民 年	方25	古印 体	市民部 市民課 長	国民年金法及びその関係法令に基づく文書並びに申請書、諸届等の認証用	1	(49)	国民年金専用市長職務代理者印	金 専 用	者職三 務鷹 代市 印理長	国 民 年	方25	古印 体	市民部 市民課 長	国民年金法及びその関係法令に基づく文書並びに申請書、諸届等の認証用	1
(50)	ごみ対策課専用市長印	ごみ対策課 三鷹市 長印 専用			方25	古印 体	生活環境部ごみ対策課長	三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例に基づく一般廃棄物処理手数料に係る通知書用及び領収書用並	—	(50)	ごみ対策課専用市長印	ごみ対策課 三鷹市 長印 専用			方25	古印 体	生活環境部ごみ対策課長	三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例に基づく一般廃棄物処理手数料に係る通知書用及び領収書用並	—

改正後								改正前								
							びに事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び再利用に関する計画書の提出依頼に係る文書用並びに市が事業系一般廃棄物の収集を行う事業所の登録、空き地の管理及び三鷹市再生資源									びに事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び再利用に関する計画書の提出依頼に係る文書用並びに市が事業系一般廃棄物の収集を行う事業所の登録、空き地の管理及び三鷹市再生資源

改正後							改正前																
						集団回収事業の補助に係る通知書用(電子印)									集団回収事業の補助に係る通知書用(電子印)								
(51)	ごみ対策課専用市長職務代理者印	<table border="1"> <tr> <td>ごみ対策課</td> <td>三鷹市長</td> </tr> <tr> <td>職務代理者</td> <td>専用印</td> </tr> </table>	ごみ対策課	三鷹市長	職務代理者	専用印	方25	古印体	生活環境部ごみ対策課長	三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例に基づく一般廃棄物処理手数料に係る通知書用及び領収書用並びに事業用大規模建築物に	—	(51)	ごみ対策課専用市長職務代理者印	<table border="1"> <tr> <td>ごみ対策課</td> <td>三鷹市長</td> </tr> <tr> <td>職務代理者</td> <td>専用印</td> </tr> </table>	ごみ対策課	三鷹市長	職務代理者	専用印	方25	古印体	生活環境部ごみ対策課長	三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例に基づく一般廃棄物処理手数料に係る通知書用及び領収書用並びに事業用大規模建築物に	—
ごみ対策課	三鷹市長																						
職務代理者	専用印																						
ごみ対策課	三鷹市長																						
職務代理者	専用印																						

改正後								改正前									
							おける 廃棄物 の減量 及び再 利用に 関する 計画書 の提出 依頼に 係る文 書用並 びに市 が事業 系一般 廃棄物 の収集 を行う 事業所 の登録、 空き地 の管理 及び三 鷹市再 生資源 集団回 収事業 の補助 に係る								おける 廃棄物 の減量 及び再 利用に 関する 計画書 の提出 依頼に 係る文 書用並 びに市 が事業 系一般 廃棄物 の収集 を行う 事業所 の登録、 空き地 の管理 及び三 鷹市再 生資源 集団回 収事業 の補助 に係る		

改正後								改正前							
						通知書 用(電子 印)							通知書 用(電子 印)		
(52)	生活経 済課専 用市長 印	生活経済課 三鷹市 市長印 専用	方25	古印 体	生活環 境部生 活経済 課長	事業資 金融資 あっせ ん書用 (電子 印)	—	(52)	生活経 済課専 用市長 印	生活経済課 三鷹市 市長印 専用	方25	古印 体	生活環 境部生 活経済 課長	事業資 金融資 あっせ ん書用 (電子 印)	—
(53)	市長印	之三 市長鷹	方25	てん 書	スポー ツと文 化部ス ポーツ 推進課 長	民間の 体育施 設及び 井口特 設グラ ウンド の使用 承認用 (電子 印)	—	(53)	市長印	之三 市長鷹	方25	てん 書	スポー ツと文 化部ス ポーツ 推進課 長	民間の 体育施 設及び 井口特 設グラ ウンド の使用 承認用 (電子 印)	—
(54)	市長印	之三 市長鷹	方25	てん 書	健康福 祉部地 域福祉 課長	福祉セ ンター 会議室 の使用 承認用 (電子 印)	—	(54)	市長印	之三 市長鷹	方25	てん 書	健康福 祉部地 域福祉 課長	福祉セ ンター 会議室 の使用 承認用 (電子 印)	—

改正後								改正前									
(55)	市長印	之 市 三 印 長 鷹		方20	てん書	健康福祉部障がい者支援課長	障がい者福祉に係る通知用(電子印)	—	(55)	市長印	之 市 三 印 長 鷹		方20	てん書	健康福祉部障がい者支援課長	障がい者福祉に係る通知用(電子印)	—
(56)	障がい者支援課専用市長印	支援課専用 長 三 障 印 鷹 が 市 市 者		方25	古印体	健康福祉部障がい者支援課長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)に基づく通知用	1	(56)	障がい者支援課専用市長印	支援課専用 長 三 障 印 鷹 が 市 市 者		方25	古印体	健康福祉部障がい者支援課長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)に基づく通知用	1
(57)	市長印	三 鷹 市 長 印		縦6 横10	古印体	健康福祉部障がい者支援課長	障害者総合支援法に基づく受給者	1	(57)	市長印	三 鷹 市 長 印		縦6 横10	古印体	健康福祉部障がい者支援課長	障害者総合支援法に基づく受給者	1

改正後								改正前							
(58)	市長印	之 市 三 印 長 鷹	方25	てん 書	健康福 祉部健 康推進 課長	総合保 健セン ター多 目的室 の使用 承認用 (電子 印)	—	(58)	市長印	之 市 三 印 長 鷹	方25	てん 書	健康福 祉部健 康推進 課長	総合保 健セン ター多 目的室 の使用 承認用 (電子 印)	—
(59)	子ども 育成課 専用市 長印	子ども育成 三 鷹 市 長 印 課 専 用	方21	古印 体	子ども 政策部 子ども 育成課 長	保育に 係る通 知用及 び認可 外保育 施設利 用助成 金に係 る通知 用(電子 印)	—	(59)	子ども 育成課 専用市 長印	子ども育成 三 鷹 市 長 印 課 専 用	方21	古印 体	子ども 政策部 子ども 育成課 長	保育に 係る通 知用及 び認可 外保育 施設利 用助成 金に係 る通知 用(電子 印)	—
(60)	市長印	之 市 三 印 長 鷹	方27	てん 書	子ども 政策部 子育て 支援課 長	児童手 当等に 係る通 知用(電 子印)	—	(60)	市長印	之 市 三 印 長 鷹	方27	てん 書	子ども 政策部 子育て 支援課 長	児童手 当等に 係る通 知用(電 子印)	—

改正後								改正前							
(61)	私立学校専用市長印	私立学校 三鷹市 市長印 専用	方25	てん書	子ども政策部子ども育成課長	私立学校に係る通知及び証明書用	1	(61)	私立学校専用市長印	私立学校 三鷹市 市長印 専用	方25	てん書	子ども政策部子ども育成課長	私立学校に係る通知及び証明書用	1
(62)	市長印	之市三 印長鷹	方25	てん書	子ども政策部児童青少年課長	多世代交流センターの学習室等の使用承認用(電子印)	—	(62)	市長印	之市三 印長鷹	方25	てん書	子ども政策部児童青少年課長	多世代交流センターの学習室等の使用承認用(電子印)	—
(63)	学童保育専用市長印	学童保育 三鷹市 市長印 専用	方25	てん書	子ども政策部児童青少年課長	学童保育に係る通知用(電子印)	—	(63)	学童保育専用市長印	学童保育 三鷹市 市長印 専用	方25	てん書	子ども政策部児童青少年課長	学童保育に係る通知用(電子印)	—
(64)	市長印	之市三 印長鷹	方25	てん書	子ども政策部子ども発達支援課長	子ども発達支援センター体育室の使用承認用(電子印)	—	(64)	市長印	之市三 印長鷹	方25	てん書	子ども政策部子ども発達支援課長	子ども発達支援センター体育室の使用承認用(電子印)	—

改正後								改正前							
(65)	介護保険専用市長印	介護保険 三鷹市長 専用印	方25	古印 体	健康福祉部高齢者支援課長	介護保険に関する通知及び証明用	1	(65)	介護保険専用市長印	介護保険 三鷹市長 専用印	方25	古印 体	健康福祉部高齢者支援課長	介護保険に関する通知及び証明用	1
(66)	介護保険専用市長職務代理者印	介護保険 三鷹市長 職務代理者 専用印	方25	古印 体	健康福祉部高齢者支援課長	介護保険に関する通知及び証明用	1	(66)	介護保険専用市長職務代理者印	介護保険 三鷹市長 職務代理者 専用印	方25	古印 体	健康福祉部高齢者支援課長	介護保険に関する通知及び証明用	1
(67)	介護保険専用市長印	介護保険 三鷹市長 専用印	方25	古印 体	健康福祉部高齢者支援課長	介護保険に関する通知及び証明用 (電子印)	—	(67)	介護保険専用市長印	介護保険 三鷹市長 専用印	方25	古印 体	健康福祉部高齢者支援課長	介護保険に関する通知及び証明用 (電子印)	—
(68)	介護保険専用市長職務代理者印	介護保険 三鷹市長 職務代理者 専用印	方25	古印 体	健康福祉部高齢者支援課長	介護保険に関する通知及び証明用 (電子印)	—	(68)	介護保険専用市長職務代理者印	介護保険 三鷹市長 職務代理者 専用印	方25	古印 体	健康福祉部高齢者支援課長	介護保険に関する通知及び証明用 (電子印)	—
								(69)	北野ハピネスセンター専用	北野ハピネス 三鷹市長 センター専用印	方25	古印 体	北野ハピネスセンター一館長	北野ハピネスセンターの利	1

改正後								改正前									
							負担金の賦課、徴収、滞納整理及び滞納処分に係る各種通知用、水洗便所改造資金の補助及び貸付けに係る各種通知用並びに都市計画証明用									負担金の賦課、徴収、滞納整理及び滞納処分に係る各種通知用、水洗便所改造資金の補助及び貸付けに係る各種通知用並びに都市計画証明用	
(70)	都市整備部専用市長職務代理者印	専 用	者職三 務職代市 印理長	都市整備部	方25	古印 体	都市整備部都市計画課長 定例的又は法令、条例その他の規程に基づく証明、許可及	1	(72)	都市整備部専用市長職務代理者印	専 用	者職三 務職代市 印理長	都市整備部	方25	古印 体	都市整備部都市計画課長 定例的又は法令、条例その他の規程に基づく証明、許可及	1

改正後								改正前							
							び報告 用、三鷹 市下水 道条例 に基づ く手数 料に係 る通知 用、下水 道事業 受益者 負担金 の賦課、 徴収、滞 納整理 及び滞 納処分 に係る 各種通 知用、水 洗便所 改造資 金の補 助及び 貸付け に係る 各種通 知用並								び報告 用、三鷹 市下水 道条例 に基づ く手数 料に係 る通知 用、下水 道事業 受益者 負担金 の賦課、 徴収、滞 納整理 及び滞 納処分 に係る 各種通 知用、水 洗便所 改造資 金の補 助及び 貸付け に係る 各種通 知用並







改正後								改正前													
						びに都 市計画 証明用									びに都 市計画 証明用						
(71)	建築指 導課専 用市長 印	専 用	長 印	三 鷹 市	建 築 指 導 課	方25	古印 体	都市整 備部建 築指導 課長	法令、条 例その 他の規 程に基 づき特 定行政 庁が行 う通知 用、定例 的な証 明用及 び住宅 金融公 庫から 受託す る審査 事務用	1	(73)	建築指 導課専 用市長 印	専 用	長 印	三 鷹 市	建 築 指 導 課	方25	古印 体	都市整 備部建 築指導 課長	法令、条 例その 他の規 程に基 づき特 定行政 庁が行 う通知 用、定例 的な証 明用及 び住宅 金融公 庫から 受託す る審査 事務用	1
(72)	建築指 導課専 用市長 職務代 理者印	専 用	者職三 務鷹 代市 印理長	建 築 指 導 課	方25	古印 体	都市整 備部建 築指導 課長	法令、条 例その 他の規 程に基 づき特 定行政 庁が行 う通知	1	(74)	建築指 導課専 用市長 職務代 理者印	専 用	者職三 務鷹 代市 印理長	建 築 指 導 課	方25	古印 体	都市整 備部建 築指導 課長	法令、条 例その 他の規 程に基 づき特 定行政 庁が行 う通知	1		

改正後								改正前															
						用、定例的な証明用及び住宅金融公庫から受託する審査事務用							用、定例的な証明用及び住宅金融公庫から受託する審査事務用										
(73)	建築指導課専用市長印	専 用	長 印	三 鷹 市	建築指導課	方25	古印 体	都市整備部建築指導課長	建築基準法等に基づく申請手数料に係る通知書用及び領収書用(電子印)	—	(75)	建築指導課専用市長印	専 用	長 印	三 鷹 市	建築指導課	方25	古印 体	都市整備部建築指導課長	建築基準法等に基づく申請手数料に係る通知書用及び領収書用(電子印)	—		
(74)	建築指導課専用市長職務代理者印	専 用	者 印	職 代	三 鷹 市	建築指導課	方25	古印 体	都市整備部建築指導課長	建築基準法等に基づく申請手数料に係る通知書用及び	—	(76)	建築指導課専用市長職務代理者印	専 用	者 印	職 代	三 鷹 市	建築指導課	方25	古印 体	都市整備部建築指導課長	建築基準法等に基づく申請手数料に係る通知書用及び	—

改正後							改正前								
						領収書 用(電子 印)						領収書 用(電子 印)			
(75)	部長印	三鷹市 何部長 印	方20	古印 体	各部長	部長名 による 文書用	各1	(77)	部長印	三鷹市 何部長 印	方20	古印 体	各部長	部長名 による 文書用	各1
(76)	保育園 長印	三鷹市立 何々 保育園 長印	方18	古印 体	各保育 園長	保育園 長名に よる文 書用	各1	(78)	保育園 長印	三鷹市立 何々 保育園 長印	方18	古印 体	各保育 園長	保育園 長名に よる文 書用	各1
(77)	子ども 家庭支 援セン ター長 印	三鷹市 子ども家庭 支援セン ター長 印	方18	古印 体	子ども 家庭支 援セン ター長	子ども 家庭支 援セン ター長 名によ る文書 用	1	(79)	子ども 家庭支 援セン ター長 印	三鷹市 子ども家庭 支援セン ター長 印	方18	古印 体	子ども 家庭支 援セン ター長	子ども 家庭支 援セン ター長 名によ る文書 用	1
(78)	ファミ リー・サ ポー ト・セン ター長 印	三鷹市 ファミリー・ サポート・ センター長 印	方18	古印 体	ファミ リー・サ ポー ト・セン ター長	ファミ リー・サ ポー ト・セン ター長 名によ る文書 用	1	(80)	ファミ リー・サ ポー ト・セン ター長 印	三鷹市 ファミリー・ サポート・ センター長 印	方18	古印 体	ファミ リー・サ ポー ト・セン ター長	ファミ リー・サ ポー ト・セン ター長 名によ る文書 用	1

改正後							改正前								
(79)	子ども 発達支 援セン ター長 印	三 鷹 市 子ども発達支援 センター長印	方18	古印 体	子ども 発達支 援セン ター長 名によ る文書 用	子ども 発達支 援セン ター長 名によ る文書 用	1	(81)	子ども 発達支 援セン ター長 印	三 鷹 市 子ども発達支援 センター長印	方18	古印 体	子ども 発達支 援セン ター長 名によ る文書 用	子ども 発達支 援セン ター長 名によ る文書 用	1
(80)	総合保 健セン ター長 印	三 鷹 市 総 合 保 健 セ ン タ ー 長 印	方18	古印 体	総合保 健セン ター長 名によ る文書 用	総合保 健セン ター長 名によ る文書 用	1	(82)	総合保 健セン ター長 印	三 鷹 市 総 合 保 健 セ ン タ ー 長 印	方18	古印 体	総合保 健セン ター長 名によ る文書 用	総合保 健セン ター長 名によ る文書 用	1
								(83)	北野ハ ピネス センタ ー館長 印	三 鷹 市 北野ハピネス センター館長印	方20	古印 体	北野ハ ピネス センタ ー館長 名によ る文書 用	北野ハ ピネス センタ ー館長 名によ る文書 用	1
(81)	福祉事 務所長 印	所 福 三 長 社 鷹 之 事 市 印 務 市	方25	てん 書	福祉事 務所長 名によ る文書 用	福祉事 務所長 名によ る文書 用	1	(84)	福祉事 務所長 印	所 福 三 長 社 鷹 之 事 市 印 務 市	方25	てん 書	福祉事 務所長 名によ る文書 用	福祉事 務所長 名によ る文書 用	1

改正後								改正前							
(82)	福祉事務所長印	所長之印 福祉事務 三鷹市	方25	てん書	福祉事務所長	福祉事務所長名による文書用(電子印)	—	(85)	福祉事務所長印	所長之印 福祉事務 三鷹市	方25	てん書	福祉事務所長	福祉事務所長名による文書用(電子印)	—
(83)	福祉事務所長印	長 福祉事務所 印 三鷹市	方19	古印体	福祉事務所長	福祉事務所長名による文書用(電子印)	—	(86)	福祉事務所長印	長 福祉事務所 印 三鷹市	方19	古印体	福祉事務所長	福祉事務所長名による文書用(電子印)	—
(84)	福祉事務所長印	三鷹市福祉 事務所長印	縦17 横9	てん書	福祉事務所長	身体障害者手帳用	1	(87)	福祉事務所長印	三鷹市福祉 事務所長印	縦17 横9	てん書	福祉事務所長	身体障害者手帳用	1
(85)	建築主事印	事 之 印 建 築 主 三 鷹 市	方21	古印体	都市整備部建築指導課長	建築主事名による文書用	1	(88)	建築主事印	事 之 印 建 築 主 三 鷹 市	方21	古印体	都市整備部建築指導課長	建築主事名による文書用	1

改正後								改正前							
(86)	契印		縦35 横15	古印 体	公印を 管守す る各課 長、会計 管理者	文書契 印用	各1 (契約管 理課に 限り2 とする。)	(89)	契印		縦35 横15	古印 体	公印を 管守す る各課 長、会計 管理者	文書契 印用	各1 (契約管 理課に 限り2 とする。)
(87)	出納員 印		方25	古印 体	各出納 員	出納員 を置く 課(局及 び館)の 出納事 務用	各1	(90)	出納員 印		方25	古印 体	各出納 員	出納員 を置く 課(局及 び館)の 出納事 務用	各1
(88)	出納員 印	 1個以上の公印 を管守する場合 は、公印番号を 入れる。	直径 25	かい 書	市民部、 生活環 境部、ス ポーツ と文化 部、健康 福祉部、 子ども 政策部 及び教 育委員 会事務 局に属 する出	市民部、 生活環 境部、ス ポーツ と文化 部、健康 福祉部、 子ども 政策部 及び教 育委員 会事務 局に属 する出	各1。 ただし、出 納員は、総 務部 政策 法務 課長 及び 会計 管理 者と 協議	(91)	出納員 印	 1個以上の公印 を管守する場合 は、公印番号を 入れる。	直径 25	かい 書	市民部、 生活環 境部、ス ポーツ と文化 部、健康 福祉部、 子ども 政策部 及び教 育委員 会事務 局に属 する出	市民部、 生活環 境部、ス ポーツ と文化 部、健康 福祉部、 子ども 政策部 及び教 育委員 会事務 局に属 する出	各1。 ただし、出 納員は、総 務部 政策 法務 課長 及び 会計 管理 者と 協議

改正後								改正前									
						納員	納員が 納入通 知書、納 付書等 に押印 する領 収印用	して 増加 する こと がで きる。							納員	納員が 納入通 知書、納 付書等 に押印 する領 収印用	して 増加 する こと がで きる。
様式略								様式略									